

仕 様 書

1 業務名

令和8年度 岩沼市中学生休日スポーツ教室開催等業務

2 概要

本業務は、市内中学校における休日の運動部活動の地域展開に伴い、地域全体で関係者が連携し、生徒の豊かで幅広いスポーツ活動機会の確保・充実に向けて、地域クラブ活動として中学生休日スポーツ教室を開催するもの。また、地域展開等の推進体制整備のため、コーチバンクや地域クラブ活動の相談窓口を設置するもの。

3 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

(1) 市体育施設

- ・岩沼市総合体育館 岩沼市里の杜一丁目1番1号
- ・岩沼市陸上競技場 岩沼市里の杜一丁目1番42号
- ・岩沼市多目的グラウンド 岩沼市里の杜一丁目115番地の1
- ・朝日山公園野球場 岩沼市字荒井37番地
- ・岩沼市民テニスコート 岩沼市字荒井36番地
- ・朝日山公園テニスコート 岩沼市字荒井37番地

(2) 市内小中学校体育館及び校庭

- ・岩沼小学校 岩沼市中央二丁目1番1号
- ・玉浦小学校 岩沼市早股字小林396番地の1
- ・岩沼西小学校 岩沼市松ヶ丘一丁目17番地
- ・岩沼南小学校 岩沼市桑原四丁目4番1号
- ・岩沼中学校 岩沼市桑原四丁目8番1号
- ・玉浦中学校 岩沼市恵み野二丁目4番地の1
- ・岩沼北中学校 岩沼市相の原二丁目3番1号
- ・岩沼西中学校 岩沼市三色吉字竹11番地

5 対象者

市内在住の中学校の生徒及び支援を必要とする地域クラブ関係者

6 業務内容

受託者は、以下の業務を行う。

また、受託者は、市に対し、状況に応じて業務の進捗状況を報告するとともに、必要の都度業

務の推進に必要な市との打合せ等を行うものとする。

- (1) 中学生休日スポーツ教室開催業務
 - ① 指導者の確保及び配置
 - ② 開催場所の調整及び確保
 - ③ 参加者の募集及び申込受付
 - ④ 参加者、保護者、学校等との連絡調整
 - ⑤ 参加者の保険加入等
 - ⑥ 指導者に対する報酬等の支払いに関する事務
 - ⑦ 本業務に関する調査の実施
- (2) コーチバンクの設置・運營業務
 - ① 指導者の募集及びコーチバンク申込受付
 - ② 指導者の派遣を希望する地域クラブ、指導者、学校等との連絡調整
 - ③ コーチバンクに登録する指導者を対象とした研修会の開催
- (3) 各種スポーツの地域クラブ活動に関する相談窓口業務
 - ① 地域クラブの設立に係る手続きに関する指導・助言
 - ② 学校施設の利用等、活動場所に関する指導・助言
 - ③ その他、地域クラブの設立・運営に関する指導・助言
- (4) その他、本業務の履行のため必要な業務

7 中学生休日スポーツ教室の要件

- (1) 対象種目
受託者は、次の10種目について、地域クラブとして休日スポーツ教室を開催すること。
陸上競技、卓球、バドミントン、サッカー、バスケットボール、野球、剣道、バレーボール、ソフトテニス、ソフトボール
- (2) 実施日
令和8年4月1日から令和9年3月31日の間の土曜日または日曜日（祝日を含む）に週1回程度実施（市体育施設の休館日及び年末年始を除く）すること。
- (3) 実施時間
実施時間は、9時から17時の間でおおむね2時間程度で設定（準備・片付けは除く）すること。
- (4) 参加対象
市内在住の中学校の生徒のうち休日スポーツ教室に参加を希望する生徒
- (5) 指導等の内容
指導者は、次に掲げる指導又は支援を行うこと
 - ① 各種目の基本から応用まで幅広く専門性の高い指導
 - ② 各種目における技能面・戦術面の能力向上のための指導
 - ③ 個々の技能習得状況に応じた、個別の支援
 - ④ チームスポーツにおいてチームとして互いが高め合うためのメンタル面の指導
 - ⑤ 種目に応じたフィジカル面の指導

⑥ その他、運動能力向上の目的を達成するために必要となる支援

(6) 参加者の募集及び申込受付

① 受託者は、市と協議の上、広報、ホームページ、SNS等を活用し、休日スポーツ教室への参加者の募集を行うこと。

② 受託者は、休日スポーツ教室への参加を希望する生徒に対して、参加希望の確認を書面にて行うとともに、申込に当たっては、参加を希望する生徒の保護者に対して、参加に係る承諾書を聴取すること。

(7) 参加者、保護者、学校等との連絡調整

① 受託者は、参加者、保護者、学校等に活動場所と場所をあらかじめ周知し、当日の出欠連絡管理を行うほか、各種問い合わせに対応すること。

② 連絡調整に当たっては、SNS等を活用するよう努めること。

③ 練習中のトラブル（怪我や事故、参加者同士のトラブル等）について、関係者に速やかに報告するとともに、必要な措置を行うこと。

(8) 開催の判断等

受託者は、大雨、台風、高温、地震等の気象状況またはその他の事情により休日スポーツ教室の開催が適切でないと市が判断したとき、又は適切でないと判断する可能性が高いときは、市、学校及び指導者と協議し、実施の有無等の対応を決定するとともに、実施しない場合は、必要に応じて代替日を設定することができる。なお、決定した内容等については、関係者へあらかじめ周知することとする。

(9) 保険の加入等

受託者は、参加者について（公財）スポーツ安全協会「スポーツ安全保険」への加入手続きを行うこととし、保険料については、参加者の自己負担とする。

(10) 本業務に関する調査の実施

受託者は、本業務に係る効果及び課題を明らかにするため、参加者、保護者、学校等に対し、適宜、アンケート等による調査を実施すること。

8 指導者の資格等

コーチバンクに登録する指導者は、以下の要件の全てを満たす者とする。

(1) 当該競技経験者または指導歴がある者、トレーニング指導士、健康運動実践指導者に準ずる資格等を有する専門性が高い者であること。

(2) 技能面・戦術面を含め競技力を向上させるための十分な指導力を有している者であること

(3) 子供の発達や成長の段階を理解し、指導者としてスポーツ・コンプライアンスを遵守する者であること。

9 指導者研修の実施

(1) 受託者は、適切かつ効率的な業務を行うために、国、県及び市のガイドラインの内容を踏まえ、コーチバンクに登録する指導者への研修を適宜実施すること。

(2) 受託者は、コーチバンクに登録する指導者に対する研修を行ったときは、研修内容を市に報告すること。研修内容に不足があると市が判断した場合は、市と協議し、必要な措置を講じる

こと。

- (3) 受託者は、研修内容について疑義が生じた場合は、必要に応じて市と協議の上、決定すること。

10 コーディネーターの配置

受託者は、少なくとも1名のコーディネーターを配置すること。

- ① コーディネーターは、業務全体の連絡調整等を行う。
- ② コーディネーターは、参加者、保護者、学校等の関係者との連絡体制を構築し、活動の実施に当たって必要な連絡調整を行うこと。
- ③ コーディネーターは、関係者と協議し、活動日の調整及び活動場所の確保等を行うこと。
- ④ コーディネーターは、市、学校等と連携し、地域クラブ活動に関する相談対応を行うこと。

11 業務計画及び業務報告書

- (1) 受託者は、市と協議の上、業務計画（月間業務計画書）を定め、市に提出すること。
- (2) 受託者は業務日報を作成すること。
- (3) 受託者は指導内容をまとめ、報告書（業務日報、休日スポーツ教室指導内容、参加者等からの意見等が記載されているもの）を作成し、毎月市へ報告すること。
- (4) 上記(1)～(3)のほか、受託者は、委託者からの指示に基づき、適宜、必要な書類を作成し、提出するものとする。

12 業務の適正な実施に関する事項

(1) 再委託等の禁止

受託者は、第三者に対して本業務を包括的に委託し、又は請け負わせることはできない。

(2) 個人情報の取扱

個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び岩沼市個人情報保護法施行条例(令和4年条例第18号)の規定に基づき、適正に取り扱わなければならない。また、受託業務に関する情報を第三者に漏らすことの無いよう従事職員に徹底するとともに、情報漏えい等防止のための管理を徹底すること。

13 支払条件

- (1) 本業務に係る委託料の支払いについては、業務委託料を四半期に分割し、各期の履行確認を行った上で、市が受託者からの適法な請求書の提出を受け、支払うこととする。
- (2) 受託者は、「11 業務計画及び業務報告書」に記載した報告書とは別に、各期の実績や実施状況がわかる写真等を添付した報告書を作成し、市へ報告すること。

14 その他

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たっては、国、県及び市のガイドラインその他関係法令を遵守するとともに、法令上の全ての責任を負うものとする。

- (2) 著作権、肖像権等、他の個人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項または解釈について疑義が生じた際は、市と受託者で協議の上、決定することとする。